

# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)に基づく 事業登録に関する事務が札幌市に移譲されました

## 対 象

👉 札幌市内の営業所であって、現に建築物衛生法に基づく事業登録を受けている者、または登録を受けようとする者

⚠️ 札幌市外にある営業所は対象外です(これまでと変更ありません)

## 事務の移譲に伴う変更点

👉 手数料が「現金納付」になります

⚠️ 北海道収入証紙は貼付しないでください

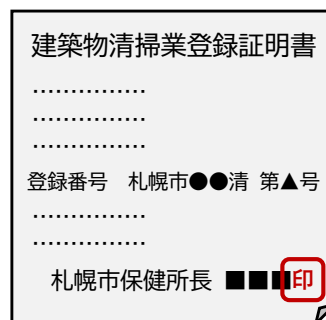
👉 「札幌市保健所長」の登録になります(※注)

※ 事務取扱の発令に伴い、札幌市保健福祉局医務監(札幌市保健所長事務取扱)等の表記となる場合があります

👉 「札幌市」から始まる登録番号になります

[例] 北海道●●清 第▲号 → 札幌市●●清 第▲号  
(現に登録を受けている営業所の番号の切替えは、次回申請時に順次実施予定)

👉 申請書等の必要提出部数が「1部」になります  
(申請書等の様式は一部修正を加えたものに変更します)



登録証明書のイメージ図

## 備 考

👉 令和3年3月31日以前に登録を受けている営業所については、今回の事務の移譲に伴う特段の手続きは必要ありません

👉 札幌市保健所長の登録となった後も、建築物衛生法第12条の2に基づく登録であることに変わりありません

👉 登録基準は北海道の基準と同等です

👉 手数料の額は、現行の北海道の手数料と同額です

札幌市 事業登録 移譲

検索

札幌市HP



【問合せ先・申請窓口】 **札幌市保健所 生活環境課 ビル衛生係**  
札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 / 電話 011-622-5165

